

(報道発表資料)

建築物に使用されている吹付けアスベストは、経年劣化などにより飛散し、建物利用者の健康被害につながるおそれがあります。

助成事業を活用し、早期に除去等の対策を行いましょう！



令和6年3月21日
京都市都市計画局

担当：建築指導部建築安全推進課
電話：075-222-3613

本事業は、令和6年度予算が成立する場合に実施します。事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、予め御了承ください。

令和6年度 吹付けアスベスト除去等助成事業

京都市では、建築物に使用された吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベストの有無に関する調査及び吹付けアスベストの除去等工事に対して、補助金を交付する事業を実施しています。

令和6年度は、吹付けアスベスト除去等助成事業を実施します。

1 事業の概要

<対象要件^{※1}及び補助金額>

	含有調査	除去等工事 (除去、封じ込め及び囲い込み)
対象建築物	アスベスト含有のおそれがある吹付け建材が使用されている建築物	吹付けアスベスト ^{※2} が使用されている建築物
補助金額 ^{※3}	吹付けアスベストの有無を調査する費用の 全額 (上限25万円)	吹付けアスベストの除去等工事に要する費用の 3分の2の額 (上限100万円)
対象者	対象建築物の所有者	
主な補助要件	・解体の予定がない建築物 ・建築物石綿含有建材調査者が関与していること ^{※4}	

※1 上記のほかにも補助の要件がありますので、詳しくは建築安全推進課までお問合せください。

※2 吹付けアスベストのほか、含有するアスベストの重量比が0.1%を超える吹付けロックウールが対象となります。

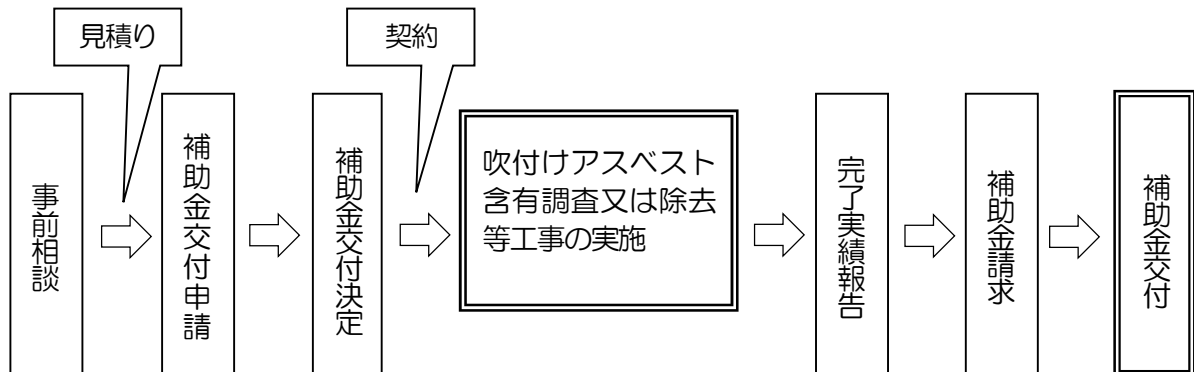
※3 事業に要する費用のうち、消費税及び地方消費税は補助の対象になりません。

※4 含有調査は、建築物石綿含有建材調査者が調査し、除去等工事は、建築物石綿含有建材調査者が実施計画を策定する必要があります。

<建築物石綿含有建材調査者とは？>

国土交通省の「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習を受講した、建築物におけるアスベスト含有建材の調査を行う専門家です。「建築物石綿含有建材調査者」の一覧は、(一財)日本環境衛生センターのホームページで御覧になれます。

2 助成事業の流れ



※ 工事の契約や着手の前に、補助金の交付決定を受ける必要があります。申請に当たっては事前に、建築安全推進課まで御相談ください。

3 受付開始日

令和6年4月1日(月)

※ 予算には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

4 受付及びお問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課(京都市役所分庁舎2階)

(住所) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(電話) 075-222-3613

(FAX) 075-212-3657

アスベスト対策の助成の詳細(対象要件の確認、各様式ダウンロード等)につきましては、以下のホームページで御確認ください。

【URL】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-14-0-0-0-0-0-0.html>

京都市 アスベスト

検索



←二次元コード読み取りはこちら

上記のホームページ内で、

吹付けアスベスト除去等助成事業リーフレットも御覧いただけます！

【URL】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000267/267922/leaflet.pdf>